

令和3年度 公益財団法人東京都福祉保健財団
非常勤職員募集＜専門指導員（障害福祉サービス等実地指導調査業務）＞

1 募集職員
専門指導員

2 職務内容

障害者総合支援法第11条の2及び児童福祉法第57条の3の4の規定に基づく指定市町村事務受託法人の実地指導調査員として、区市町村からの委託契約により次の業務に従事します。

- (1) 障害者総合支援法第10条等の規定に基づき、区市町村が実施する障害福祉サービス事業所等に対する実地指導に同行し、利用者の書類等の確認やサービス提供状況、自立支援給付の請求等に関する事項について、事業者やその従事者に対する助言・指導の援助を行う。
- (2) 実地指導の結果を報告書にまとめ、区市町村に提出する。
- (3) その他実地指導に関する事務

3 募集人数
1名

4 募集期間
令和3年1月29日（金曜日）から令和4年1月31日（月曜日）まで

5 応募資格

職務の遂行に必要な知識及び経験、体力を有し、次の(1)～(4)の全てに該当する者

- (1) 障害福祉サービス事業所等での従事経験又は行政における実地指導若しくは事業所指定の業務の経験を3年以上有すること。
- (2) 報告書作成のための法令の理解及び文書作成能力を有すること。
- (3) 図・グラフ作成を含むパソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイント）ができること。
- (4) 自宅から都内全域（島しょを除く）の障害福祉サービス事業所等への出張が可能であること。

6 勤務条件

(1) 勤務場所

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 運営支援室

《所在地》〒163-0718 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階

※ただし実地指導のため、都内全域(島しょを除く)の障害福祉サービス事業所等へ出張します。

(2) 採用日

令和3年4月1日以降の日で、採用決定した月の翌月1日

(3) 雇用期間

採用日から令和4年3月31日まで

※事業の動向、勤務状況等により更新の可能性あり。

(4) 試用期間

採用日から起算して1ヶ月

※試用期間中に労働条件の変更はありません。

(5) 雇用形態

非常勤職員（月16日勤務）

※具体的な勤務日は相談の上、別途定めます。

(6) 勤務時間（実働7時間45分）

8時45分から17時30分まで

休憩時間12時00分から13時00分まで（1時間）

※時間外勤務の可能性あり。

(7) 給与等

月額14,000円

※通勤手当、超過勤務手当を別途支給（当財団規程による）

※業務のため出張した場合は、当財団の規程により支給する。

※原則として毎月15日支給、全額銀行口座振込。

(8) 賞与

年2回、6月及び12月に支給（支給日・支給基準は財団規程による）

(9) 休暇等

年次有給休暇、慶弔休暇、夏季休暇等

(10) 退職手当

無

(11) 社会保険等

健康保険法、介護保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び労働者災害補償保険法の定めによる。

7 応募書類

(1) 履歴書（市販のもの可・A4サイズ・写真貼付）※写真は6か月以内に撮影したもの

(2) 職務経歴書（自由様式）

※職務経歴書には、障害福祉サービス事業者等における実務経歴・仕事内容又は行政における実地指導業務に関する実務経歴・仕事内容等を記入してください。

8 応募方法

募集期間内に、応募書類（1）～（2）を次の申込先へ郵送（必着）又は持参してください。持参の場合、受付時間は平日の午前9時から午後5時までです。なお、応募書類は返却いたしませんので、予め御了承願います。

【申込先】 〒163-0718 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階
公益財団法人東京都福祉保健財団 経営部 経営管理室

封筒の表に、必ず朱書きで「(F) 専門指導員（障害福祉サービス等実地指導）の申込」と記入してください。

9 選考方法及び選考日

書類選考合格者に対して、順次面接を実施します。

○ 面接日：書類選考合格者に別途通知

○ 面接場所：公益財団法人東京都福祉保健財団
東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル内

○ 合否結果：書類選考結果及び面接結果は全員に通知します。

10 問合せ先

〒163-0718 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル 18階
公益財団法人東京都福祉保健財団 経営部 経営管理室 栗津、笠原
電話番号（03）3344-8511